

令和4年度第160回奈良市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	令和5年2月16日（木）午後3時から午後4時15分まで	
開催場所	奈良市役所地下1階B1会議室	
議 題	1 「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）」について 2 その他	
出席者	委 員	（被保険者代表） 上城戸委員、宮崎委員、東浦委員、堀川委員 （保険医又は保険薬剤師代表） 国分委員、山崎委員、齊藤委員、森委員、横井委員、七海委員 （公益代表） 青木委員、上野委員、志茂委員、新谷委員、辻中委員、今西委員 （被用者保険代表） 内田委員 【計17人出席】
	事務局	仲川市長、嵯峨福祉部長、伯耆福祉部次長、黒田課長、徳谷課長補佐、土井係長、花内係長、伊藤係長、小寺係員、池田子ども育成課長、先山医療政策課長補佐
開催形態	公開（傍聴人0人）	
決定事項	特になし	
担当課	福祉部 国保年金課	
議事の内容		
事務局	<p>ただ今より、第160回奈良市国民健康保険運営協議会開催する。本日は皆さま、ご多忙にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。</p>	
会長	<p>皆さまこんにちは。先週はしばらく暖かい日が続いたが、今週はまた真冬のような寒さに戻ってしまった。皆さまご出席いただきありがとうございます。</p> <p>コロナ禍も乗り越えられたのか、まだ乗り越えることが難しいのか今となってはわからないが、こうやって対面で会議が開催できることを感謝している。</p> <p>この国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に係る重要な事項を</p>	

審議いただく。

今回の議題は「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）」、「その他」についてご審議いただくこととなっている。

平成30年4月からの国保制度の安定化を図るための都道府県単位化が施行され、早くも5年が経過しようとしている。その間にも令和4年10月からの社会保険適用拡大によるパート労働者の社会保険加入や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、他の健康保険制度と比べて、年齢構成が非常に高く所得水準が低いという国民健康保険の構造的な問題がより一層際立つ形となった。

国民健康保険制度の在り方は、地方自治体や財政当局はもちろんのこと、被用者保険制度にとっても非常に重要な問題である。幸いにも奈良市の国民健康保険は平成22年以降、令和3年度まで形式収支上の黒字決算を続けているが、医療費の増大などを考えると、依然として制度を取り巻く環境は厳しく、適切な財政運営は不可欠であると考えている。

この国民健康保険運営協議会では、委員の皆さまから忌憚のない建設的なご意見をいただき、スムーズな議事運営にご協力をよろしくお願いする。

事務局 ありがとうございます。それでは、続きまして、仲川市長よりご挨拶を申し上げます。

仲川市長 皆さまこんにちは。第160回となる国民健康保険運営協議会であるが、皆さまお集まりいただき、ありがとうございます。

先ほど新谷会長からもあったが、コロナも丸3年になり、3年前は状況もよくわからない、敵の正体もわからない状態で非常に混乱を極めた社会情勢であったと思う。

今回ご出席いただいている医療関係者の皆さま、市民の健康維持のためにご尽力いただいている皆さまにご協力をいただき、ようやく少しトンネルの先に光が見えてきたのかなと感じている。

一方で、県単位化、令和6年度からの保険料水準の統一化などの国保制度の抜本改革というか、大きな変化を迎えている。これから様々な社会環境の変化も予想されるところではあるが、やはり安定的な運営をしていくことが重要だと思っている。

また引き続き委員の皆さまから忌憚のないご意見をいただき、市民の皆さまから信頼され、末永く持続可能な運営ができる国保制度につながるように皆さまからご指導いただきたいと思っている。引き続きのご協力をお願いして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。なお、仲川市長は、公務のため、退席する。

さて、本日の運営協議会より、前任の金野委員に代わり、東浦委員が就任されたので、ご紹介させていただく。東浦委員よろしく願います。

事務局 それでは事前に、郵送させていただきました議案等の確認をさせていただく。(資料の確認)

それでは、ただいまから議事に入るので、新谷会長よろしく願います。

会長 それでは、議事を進行する。

本協議会は、奈良市国民健康保険運営協議会委員20名中、現在17名の委員のご出席をいただいております、奈良市国民健康保険規則第4条の規定による定足数を満たしており、成立する。本会議は、公開要領に基づき、原則公開となっているので、傍聴人の定員を定めたいと思う。ただいま、傍聴人はおられるか。

事務局 傍聴人はいない。

会長 次に、会議録の署名人について、お諮りする。本日の会議録署名人は、私と被保険者代表委員の「宮崎委員」にお願いしてよろしいか。

各委員 異議なし。

会長 それでは、宮崎委員よろしく願います。

それでは、議案の審議に入る。

議案第1号「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について、ご説明させていただきます。

議案書1ページ、議案第1号「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」である。

予算(案)としているのは、令和5年3月議会において、議会に提案し、議決が必要なため、それまで案とさせていただいている。

まず、令和5年度の当初予算の総額は、歳入歳出ともに373億円であり、令和4年度当初予算額の総額から6億円増となっている。

それでは、歳入・歳出の科目の説明に入る。

表の左側が歳入、右側が歳出となっている。左から、科目・令和5年度当初予算額・令和4年度当初予算額・差引額であり、一番右に参考として現段階での令和4年度の決算見込額を記載している。

それでは、歳入科目から、ご説明申し上げます。

1番、国民健康保険料である。

令和5年度当初予算額は、67億5706万5千円となっており、令和4年度当初予算額の68億2250万6千円と比べて、6544万1千円の減となっている。

これは、団塊の世代と呼ばれる方々が75歳の年齢到達により、後期高齢者医療制度へ移行されることによる被保険者数の減少、少子化による若年層の加入の減少、社会保険の短時間労働者の適用基準の見直しで、勤務時間が週20時間以上であれば、原則社会保険適用となるなどの社会保険の適用拡大などの要因により、国保の加入者が減少傾向にあるためである。

令和4年の4月から12月までの被保険者数の推移であるが、後期高齢者医療制度へ移行する人が毎月350～450人ほどおり、4月末には73,035人だった被保険者数が、12月末現在では69,589人となり、7万人を切っている。

この保険料は、歳出の事業費納付金を支払うための非常に重要な財源であるため、この被保険者数の減少に起因する保険料収入の減少は、支払うべき国保事業費納付金を賄えなくなる原因となりえる。

また、今後数年で団塊の世代の後期高齢者への移行がさらに進むと、いわゆる保険給付に見合った保険料を負担できない低所得の加入者が国保加入者の中心となってくるものと考えられる。

そのため、保険料の収納率のさらなる向上や医療費を抑制していくための特定健診の受診率向上に向けた取組みを行っていくことが重要であると考えている。

続いて、2番、県支出金である。

令和5年度当初予算額は、277億1916万4千円となり、令和4年度当初予算額272億9114万3千円に比べて、4億2802万1千円の増となっている。

これは、県から保険給付費等交付金として、支出する項目が含まれており、令和5年度の奈良市の保険給付に必要な費用として、県支出金・保険給付費等交付金という名目で、奈良市が医療費に充てるために、全額、県から収入する金額となる。

これは、支出の保険給付費に見合う額であり、この費用が減少傾向にあるか増加傾向にあるかで、今後の事業費納付金が増額となるかど

うかが決まる。

本予算増加の要因は歳出の保険給付費の所でご説明する。

次に、歳入3番、繰入金である。

令和5年度当初予算額は、27億4866万5千円であり、令和4年度当初予算額25億1148万7千円に比べて、2億3717万8千円の増となっている。

これは、保険料収入の減少に伴い、基金繰入金の増加が主な要因となっている。

なお、これは、すべて法定内繰入金となっている。

次に、歳入4番、繰越金である。

令和5年度当初予算、令和4年度当初予算ともに0円である。

歳入の最後、5番、諸収入ほかである。

令和5年度当初予算額は7510万6千円で、令和4年度当初予算額7486万4千円と比べて、24万2千円の増となっている。

続いて、議案書の右側、歳出の説明に移る。

歳出の1番、総務費である。

令和5年度当初予算額は、4億5781万1千円で、令和4年度当初予算額4億3789万9千円に比べ、1991万2千円の増となっている。

増加の要因としては、制度改正に伴うシステム改修、令和7年9月に予定しているシステム標準化のための分析やデータ移行業務に係る経費、保険料の収納率向上に向けた環境整備に係る経費を新たに計上していることが要因である。

次に、歳出2番、保険給付費である。

令和5年度の当初予算額は、258億3151万1千円で、令和4年度の当初予算額253億8761万3千円と比べ、4億4389万8千円の増となっている。

増加の要因としては、保険給付費のうち、一番金額の大きい、一般の療養給付費の増加が大きな要因である。

これは、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加、またコロナが5類感染症へ移行する予定であることから、コロナの影響による受診控えやその反動といった影響が少なくなることが予想されるため、療養給付費もさらに増加することが見込まれることから、増となっている。

また、その他の要因として、高額療養費の自動償還払いが令和4年10月診療分より開始したことから、高額療養費の支払いがさらに増える見込みであること、出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられることがあげられる。

次に、歳出の3番、事業費納付金である。

令和5年度の当初予算額は、105億9800万円であり、令和4年度当初予算額104億7500万円と比べて、1億2300万円の増となっている。

奈良県全体の国保の保険給付の費用に充てるため、奈良県が算定して、県下市町村から徴収する経費である。

県は、納付金をプールし、保険給付費等交付金として各市町村の保険給付に必要な額を補填する制度である。

この納付金を支払うことは、法律上、市町村の義務となっており、各市町村は、この納付金を支払うために、保険料を財源にして、毎月、県に納付している。

事業費納付金の増加の要因としては、高齢者の増加に伴う後期高齢者支援金事業費及び介護納付金事業費納付金が増加していることによる。

次に、歳出4番、保健事業費である。

令和5年度当初予算額は、3億8116万2千円であり、令和4年度当初予算額3億5924万8千円と比べて、2191万4千円の増となっている。

こちらは、「特定健康診査」や「医療費通知」にかかる経費となる。

主な増加の要因としては、特定健診負担金の増加があげられる。

医療費の抑制や病気の早期発見や予防に寄与するために、特定健診の受診率向上のための受診勧奨や1人あたり15,000円の助成を行うことで、自己負担8,100円で受診することのできる頭部MRIの助成などを行っている。令和3年度実績では、特定健診の受診率を令和2年度の32.9%から過去最高の33.9%まで上げることができた。令和4年度についても対象年齢を限定しているが、歯周疾患検診料の還付や健康年齢を用いた受診勧奨や電話勧奨などを行っている。令和5年度も引き続き、このような積極的な取組みにより、特定健診の受診件数を令和4年度の23,000件から、令和5年度は25,000件へと引き上げている。

また、令和6年度からの6か年計画である第4期特定健康診査等実施計画を令和5年度に策定することとなっている。その計画策定にかかる経費も含まれている。

その他、保健事業の経費として、当課がおこなっている医療費通知や後発医薬品使用促進に係る経費、重複服薬や多剤服薬の対策に係る経費、また、健康医療部健康増進課や都祁保健センターが行っている特定保健指導や医療政策課が行っている糖尿病重症化対策経費や次期データヘルス計画の策定にかかる経費などがある。

次に、歳出の最後、5番、諸支出金ほかである。

令和5年度当初予算額は、3151万6千円であり、令和4年度当初予算額4024万円と比べて、872万4千円の減となっている。

これは、収納した保険料に過誤納が発生した場合に、保険料の還付をする経費が主となっている。

以上、令和5年度の奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について、ご説明をさせていただいた。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明、資料等について何かご意見・ご質問等あるか。

なければ、原案どおり可決することに決定する。

次に、次第2の「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、次第2「その他」として、「運営協議会 資料」について、事務局より説明させていただく。

1、2ページは、国保運営協議会に関する関係法令についてまとめたものである。

続いて3ページでは、議案第1号でご説明した、令和5年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算（案）について、円グラフで表している。

続いて4ページ、「資料3. 国保被保険者数、国保世帯数の加入状況グラフ」である。

国保の被保険者は減少傾向にあり、令和4年12月時点の被保険者数は、令和3年度末から4,170人減り、69,589人となり、7万人を切っている。

被保険者数の減少要因としては、先ほど議案第1号のところでご説明したが、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への被用者保険の適用拡大などがある。

次に5ページ、「資料4. 奈良市国民健康保険特別会計収支表」である。

こちらに平成22年度からの国保特会の収支を記載している。現在まで、黒字決算を維持することができている。

次に6ページ、「資料5. 財政調整基金の推移」である。

令和4年度は、社会保険の適用の拡大や資格の適正化による被保険者の減少に伴う保険料収納額の減額が見込まれるため、基金を取り崩す予定である。

次に7ページ、「資料6. 料率等・賦課限度額推移」である。

保険料の賦課限度額については、国の水準に1年遅れで追随していくので、国の水準が令和4年度は102万円となっていることから、奈良市においては令和5年度から102万円へ引き上げる予定であり、令和5年3月議会に条例改正案を上程する。

続いて、8ページ、資料7「国保加入状況・保険料収納状況の推移」について説明する。

保険料の収納率は、令和5年度は、現年分については94%、滞納繰越分の収納率については20.76%で、トータル85.24%で試算している。奈良県全域でも低水準の収納率となっていることや、これからの被保険者数の減少による収納額の減少が予想されるため、滞納処分の強化や社保と国保の2重加入を解消するための資格適正化など収納率向上に向けた取組みを進めていく。

次に、9ページ、資料8「繰入金推移」について説明する。

令和5年度予算では、令和4年度現計予算額とほぼ同規模の繰入金を計上している。

次に、10ページ、資料9「特定健康診査の推移」について説明する。

特定健診の「受診率」であるが、ならしみんだより等での広報や奈良市医師会様のご協力により集団検診の拡充など受診率向上対策を図った結果、令和3年度は33.9%とこれまでの最高の受診率となった。

今年度も前年度に引き続きデータヘルス計画を活用した市内地区別のはがきによる受診勧奨や集団検診の実施、国保県単位化により奈良県国保連合会に設置された国保事務支援センターとの協働事業による受診勧奨はがきの送付などを行った。

令和4年度の特健診の実施状況であるが、受診勧奨はがきは、これまでに引き続き国保連合会様との共同事業として2回送付したほか、受診率が低い地域への勧奨も前年に引き続き行った。

また、前回にもお伝えしたが新たな受診勧奨策として、世代別の歯科検診の無料化やその案内を行った。

健康増進課で実施している歯周疾患検診は40、50、60、70歳対象で、市内の歯科医院で実施している。今年度は新型コロナウイルス感染症の経過措置として昨年度歯周疾患検診を受診されていない41、51、61、71歳の方も対象としている。今年度対象となる方は11,448人である。白い申請書兼請求書に領収書を貼付し、国保年金課へ提出いただき、歯科医院の窓口で負担いただいた千円をお返す方法である。

ただ、今年度から始めた事業のため、事業の周知が図られていない

ためか、申請書兼請求書の返送は現在140件程度となっている。

また、40、41歳で新たに保健事業の対象となる方や、歯周疾患検診が10年に1回であることから、申請書が140件程度しか返送されていないことを鑑みると特定健診や歯周疾患検診にそもそもなじみのない方が多数いらっしゃる状況と判断される。事業を周知させるため、電話による説明を行い、受診を勧奨していく。

こちらは当課で電話番号を把握している未受診者の方約2500人に架電している。

続いて、本日お配りした資料のうち、A3カラーコピー裏表をご覧いただきたい。こちらは健康年齢という商標を活用して、特定健診の受診勧奨と年齢が実際よりもかなり高く出ている方には診療を促すなど、ご自身の健康管理に役立てていただくための勧奨はがきの写しである。こちらは約3500人の方に送付している。

それから、今回初めて実施した、受診率が32.5%以上の高い地域への勧奨はがきの送付がある。本日お配りしたA4カラーコピー裏表をご覧いただきたい。

この内容については、国保連合会の支援評価委員会で地域の受診率をお知らせすることで、被保険者が興味を引くような内容にするのも一案とのご意見をいただいたため、奈良市の受診率を示したこのようなデザインにして送付した。こちらは約6,000人の方に送付している。

従来の方策に加えて、これらの積極的な受診勧奨を行い、引き続き実施率の増加を図っており、特定健診受診率は1月末現在で前年比+0.2%となっており、新たな受診勧奨策の成果が出ているものと考えている。

次に11ページ、資料10「特定健康診査事業（令和5年度）」についてであるが、現在、平成30年度からの第3期の特定健診実施計画に基づき事業を実施しているが、基本的な事項については大きな変更点はない。

ただ、先ほどご説明させていただいたとおり、受診勧奨については、実施時期を前倒しし、見直しを検討している。

次に、本日お配りしました令和4年度奈良県国民健康保険市町村長会議資料について、ご説明する。

こちらは2月10日に奈良県知事と奈良県下の市町村長が一堂に会し、国民健康保険の重要事項について開催された「奈良県国民健康保険市町村長会議」の資料である。

まず1ページ目、令和6年度の県内統一保険料水準についてである。平成30年度に国保の県単位化がスタートし、奈良県国民健康保険

運営方針が策定された。この方針に基づき、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる令和6年度の県内統一保険料水準の導入に向け、平成30年度から段階的に保険料率の引き上げを行ってきた。今回の市町村長会議において、令和6年度の統一保険料率と国保事業費納付金算定の案が示され、県と39市町村が合意をしたところである。

続いて2ページ目、国保県単位化の主な取り組み・成果と今後の取組についてである。

統一保険料率の算定に影響を及ぼすことから、平成30年度の国保県単位化以降、保険料の抑制や保険料の減免、決算補填等を目的とした法定外繰入は認められていないため、奈良市においては平成29年度以降、保険料抑制を目的とした一般会計繰入金を行っていない。

また、各市町村の収納率は、保険給付費の財源である国保事業費納付金の算定の根拠の一つであることから、標準的な収納率が定められた。

次に、第3期医療費適正化計画の推進である。各市町村において医療費及び保険料の抑制を図るため、県において現状の分析と対策が行われる。こちらは、本市のデータヘルス計画や特定健康診査等実施計画の参考にもなるものである。

続いて、市町村の国保事務の共同化・標準化であるが、保険料収納の電話勧奨や特定健診の受診勧奨、重複多剤服薬対策の取組、レセプトの点検、ジェネリック医薬品の普及促進、医療費通知の発送など、奈良県国保連合会内に設置された国保事務支援センターが中心となり、奈良県、県下市町村と共同で、効率的に事業を実施している。

3ページ目は次年度以降国において改正が予定されている、国保に関連する項目となる。出産育児一時金の引き上げ、産前産後の保険料免除、生活保護受給者の国保への加入、マイナンバーカードと保険証の一体化推進、被用者保険適用の拡大などがある。

以上、本日追加した資料の説明である。

会長 ありがとうございました。
 今の内容について、ご意見・ご質問はあるか。

委員 先ほどの健診関係で質問させていただきたいが、歯科検診と絡めて受診率アップを図ったり、色々和努力されているが、電話勧奨などは外注ではなく、直営でされているのか。

事務局 ありがとうございます。電話勧奨対象者に関してはこちらで選んで

いるが、電話をかけるのは外注している。専門の業者がいるので、保健師が在籍する業者を選定させていただいて、専門的な知見からご指導いただいている。

委員 もう一点、前回の委員会でもあった収納率アップというところで、専門的な知識のある方を採用されて、取り組むとあったが、今現在の状況はどうか。

事務局 はっきりとした数字は持ち合わせてないが、現年度分と滞納繰越分とで見ていると、昨年度の同時期と比べて、滞納繰越分の収納率はかなり数字は上がってきているので、やはり専門的な職員を配置した効果は出ていると考えている。

会長 ありがとうございます。他に何かあるか。

事務局 最後に前回の第159回の委員会で、子どもの現物給付の対象拡大についてご質問いただいていたが、その件について本日子ども育成課長が出席しているので、現在の状況についてご説明させていただく。

それでは、子ども医療費助成の現物給付の拡大についてご説明する。奈良市においては、少子化対策、子育て支援の強化を目的として、子ども医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、心身障がい者の医療費助成のいわゆる福祉医療の3制度について、令和5年6月診療分より、現在未就学児までにとどまっている現物給付方式の対象年齢を県内市町村では初めて、中学生まで拡大して実施することになった。

ここに至るまでの過程においては、今日出席いただいている医師会、歯科医師会、薬剤師会の皆さまをはじめ、医療機関の皆さまのご協力、国保連合会、社会保険支払基金の皆さまのご協力により、ようやくここまでたどり着くことができ、大変感謝している。

また、前後するが令和5年4月診療分からは、これまで中学生までを対象としていた子ども医療費助成の対象年齢を18歳年度末、いわゆる高校生世代まで、自動償還払いで拡大することになった。

高校生世代の対象者については1月上旬に申請のご案内を発送した。4月の制度開始までに資格証の発送ができるように準備を進めている。

制度の周知については、医療機関の窓口、受診される皆さまにより広く制度を知っていただき、混乱をきたさないように周知を図っていきたいと考えている。

本日、お手元にチラシをお配りしているが、医師会等を通じて会員の皆さまに周知いただくとともに社会保険支払基金の連絡便を利用させていただき、個別に医療機関への配布も進めてきた。

また、市ホームページなどにもイラストを交えて、わかりやすい形で掲載していく。しみんだより3月号にも紙面を確保して、各家庭にも周知を図っていきたいと考えている。

簡単ではあるが、ご説明は以上である。

会長 ありがとうございました。

それでは、今の説明も含めて今回の委員会全体を通して何かご意見・ご質問はあるか。

委員 今の件でご質問させていただきたいが、子どもの医療費助成について市として予算が必要になるのか。それとも償還払いの制度が変わるだけなのか。

事務局 お答えする。まず、対象を高校生までに拡大したことについては、その医療費等の助成金は市の持ち出しとなる。

また、現物給付方式の対象拡大については、基本的に医療費は変わらないと考えている。ただし、国民健康保険の減額措置いわゆるペナルティーがあるので、その分の増額はある。

委員 ありがとうございます。本当に素晴らしい施策だと思う。償還払いであるのと、自動償還払いとで受ける方の印象は全然違うと思う。

どんな施策でも良い点と欠点があると思うが、国民健康保険財政的には出費が増えるということは議論して見込んでおられるのか。

事務局 現物給付を始めることにより国庫負担金の減額、いわゆるペナルティーがあることは国が定めたものなので、市としてはどうしようもないが、子育て施策を推進する中では致し方ないことであると考えている。この負担については、翌年度に支払うことになるので、令和5年度ではなく令和6年度での予算措置で支払うことになる。

委員 質問の意図とは違うが、国保の支出が増えるという見込みはされていないのか。対象が拡大されることでたくさんの方が受診されたり、それによって給付費が増えるということはないのか。

事務局 いわゆる長瀬効果とって、窓口で負担が減ると受診が増えるとい

般的にはいわれているが、子どもの受診ということで見れば、負担が減るからといって、それならもっと受診させようということにはならないと考えている。子育て家庭の構造を考えると、やはり必要な時に子どもを受診させると考えているので、受診自体が増えるとは考えてはいない。

しかし、いったん立て替え払いをすることで、病院に行けなかったひとり親世帯などの方については、適切な受診につながると考えているので、そこは若干の増額があるのではないかと考えている。

委員 確かに一つの助成ということで考えれば、非常に効果はあるし、社会的意義もあることだと思うが、やはり痛みを伴うということで、国保の方で予算を見込んでおく必要があるのではないかと思う。そちらだけあまり影響はなく、補助をしますということで、受診率が上がってやってみたらすごく負担が上がりましたではいけないと思う。

もう一つ、私としてテーマとして取り組まれたら良いと思うのは、マイナンバーカードの作成される方の人数を増やす運動をすれば、間接的に国保にプラスになって戻ってくると思う。

マイナンバーカードと薬の結び付けを行えば、どこで検査を受けどんな薬を処方されているかわかるので、重複投与をなくせたりすることで、国保の負担額が減っていくのではないかと考えている。

また、ジェネリック医薬品の使用率を上げていくこと、奈良県は全国でジェネリック医薬品の普及率が非常に悪いということで、使用率を上げることで給付費が減るといえることだと思うので、実利のある施策だと思う。そうしていく方が、国保の加入者が減っていく中でも意味のあるものになるのではないかと思い、提案したいと思う。

会長 ありがとうございます。今のご意見で事務局として何かあるか。

事務局 次回の委員会ではそれを踏まえた内容とさせていただきたいと思う。ありがとうございます。

会長 介護納付金や後期高齢者支援納付金などの増額など国の施策と現実の医療の保険給付の間で思うところであるが、出産育児一時金の42万円から50万円の増額はただ増えるだけじゃないかと思うところでもある。実際に出産の際は42万円で足りているのか、足りていないのか。

委員 これは直接国保の財政にかかわる施策ではないのでは。

会長　　でもこれは少子化対策のためにしていることであって、その考え方が一つのベクトルの中に入らないので。協会けんぽではどうか。

委員　　実際に金額を上げるとなると、予算も上げないといけないし、私も他市の会議に行かせていただいた時も、そこで予算額を上げているのでという説明もあった。

ただ、そのほかの市の委員さんの中には、国として少子化の対策をやっていくというのを市の国保としてはどう思うかということを知られていた。

委員としてはただ単に予算として増えたではなく、一緒に少子化対策を頑張っていこうという声が聞きたかったという方もいらっしゃった。

また、出産育児一時金の額として42万円で賄えるのかというお話であるが、色々な産婦人科がある中で、公立の病院であればお安いところもあるが、今は無痛分娩であるとか保険の利かない部分でたくさんのお金をプラスして払っている方が多いのが、たくさん領収書を見て思うところなので、時代なのかなと思う。

会長　　ありがとうございます。私一点だけよろしいか。

特定健診の受診勧奨の資料であるが、見開き開いて約1万円の健診を無料で受けられますと表示があるが、これをもっと前面に出したらよいのではないかと思う。私の友人でも全然健診を受けない方がいらっしゃって、1万円かかるような検査を無料で受けられることを言うとは知らなかったという方もいらっしゃったので。

事務局　　ありがとうございます。検討させていただく。

会長　　他に何かあるか。

委員　　健康年齢のことで教えていただきたいが、自治体でこういったものを取り入れることが最近多くなってきたと聞いていて、何社か業者があるとお聞きした。

これは過去健診結果から健康年齢を出していると思うが、保健指導をもっと増やしていくためにタブレット上で、ここを改善すれば、年齢が変わりますよという保健指導の仕方が割と行動変容を起こすといわれているので、こういった保健指導を積極的に行っている医療機関へ将来的に導入していく予定はあるのかということと、しなかったとしても業者ごとに微妙に数字が違っていると、頑張ったのに国保から来た数

字より、悪くなっていたなど数字に差異があると困るので、そのあたりを教えていただきたい。

事務局

一つ目のご質問であるが、特定健診を担当している部署と保健指導を担当している部署が異なる。保健指導は健康増進課が担当しているが、連携は密にとっている。健康年齢のことも当然、健康増進課の保健師や理学療法士などにも確認をしたうえで送っているものにはなるので、次年度以降に活用する術を探っていきたいと考えている。

他にもアプリの業者などが営業に来ていることも承知しているので、今回のご意見も踏まえ検討していきたいと考えている。

二つ目についてであるが、健康年齢は株式会社 JMDC の登録商標となっており、契約先はその代理店である株式会社ジェイエムシーとなっている。

現に他の自治体で、健康年齢が国のモデル事業となっており、国から交付金がいただけるという仕組みとなっている。そのため、色々検討した結果、この健康年齢が一番良いと判断し交付金も多くいただけるというところで決定をした。

今もモデルとなるような事業を探しているところであるが、現時点ではこの健康年齢を使った受診勧奨をしばらく続けていきたいと考えている。

委員

ありがとうございます。

委員

それに関連して、株式会社ジェイエムシーは入札で決定したものか。というのも奈良市医師会のメディカルセンターにおいて、糖尿病の患者に対する指導について、入札を行い、株式会社 JMDC となっている。

メディカルセンターはたぶん奈良市の健康年齢のことを知らないと思うので、周知が足りないと思う。

宣伝みたいになって申し訳ないが、この件は一体となって取り組むことができるのではないかと考えているので、周知のほどよろしく願いしたい。

事務局

了解した。一度担当の方に連絡を取ってみて検討させていただきたいと思う。ありがとうございます。

会長

ありがとうございました。非常に多岐にわたってのお話となったが、これで本日の案件がすべて終了した。

皆さま方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。ま

